

## 農業用廃プラスチックを回収します

▷問い合わせ先＝農林課農政係(☎内線7124) / JAおおふなと営農経済部(☎@7520)

使用済みハウスビニールやマルチなどの農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として、農業者が自ら適正に処理することが義務付けられています。大船渡地方農業振興協議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するため、次の日程で回収を行います。

▷期日＝11月13日(月)

▷時間・会場

- ・午前9時～11時＝三陸公民館駐車場
- ・午後1時～3時＝JAおおふなと生産管理センター(日頃市町字上宿)

▷回収できるもの＝塩化ビニール、ポリエチレン、その他プラスチック類フィルム

▷回収できないもの＝紙類、発砲スチロール、ゴム製品、漁網など

▷分別方法など

- ・塩化ビニールとポリエチレンは、必ず区別して梱包してください。
- ・1梱包あたりの大きさの目安は80cm×40cm×15cmで、重さは15kgから20kg程度とします。

・水気を十分に切り、土や泥はできるだけ落として、金具などは取り外してください。

▷費用負担＝運搬費、処理費ともに農家全額負担  
▷持参するもの＝農協の通帳印、口座番号が分かるもの

▷その他＝産業廃棄物を運搬する際は、運搬車両への表示と書面の携帯が義務付けられています。表示および携帯書面の様式はJA各支店、市役所本庁総合案内、三陸支所で配付しています。詳しくは、JAおおふなと各支店または農林課までお問い合わせください。



## 気仙地域の野菜・花き栽培希望者相談会を開催

▷申込先/問い合わせ先＝大船渡地方農業振興協議会園芸部会事務局(大船渡農業改良普及センター内(☎@9918))

▷日時・会場

- 11月21日(火)
  - ・午前10時30分～正午 / 三陸支所
  - ・午後1時30分～3時 / 住田町役場
  - ・午後6時30分～7時30分 / 大船渡地区合同庁舎
- 11月22日(水)
  - ・午前10時30分～正午 / 陸前高田市総合営農指導センター
  - ・午後1時30分～3時 / 川の駅よこた(陸前高田市)

▷対象＝新たに野菜・花きの生産(販売)を希望する人、または、既存生産者で新規品目に取り組もうとする人

▷内容＝栽培技術や経営試算などの説明、個別相談

▷対象品目

- ・野菜＝キュウリ、トマト・ミニトマト、ピーマン、ネギ、キャベツ、スナップエンドウ、サヤインゲン、ズッキーニ、カボチャ、タマネギ、イチゴなど
- ・花き＝小菊、花壇苗など

▷参加料＝無料

▷申込締切日＝11月20日(月)



(13) 広報大船渡 29.11.6(No.1114)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

## 防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を行います

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線235)

全国瞬時警報システム(Jアラート)【※】による緊急情報を確実に皆さんへ伝達するため、「全国一斉情報伝達訓練」と「定期情報伝達訓練」が行われます。

どちらの訓練も、市内に設置してある防災行政無線の屋外拡声子局と、希望世帯に設置した戸別

受信機から放送を行います。

※全国瞬時警報システム(Jアラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

### ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 訓練の実施予定日時と放送内容 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

①全国一斉情報伝達訓練

▷日時＝11月14日(火)午前11時頃

▷放送内容

(上りチャイム)

【これは、Jアラートのテストです。

【3回繰り返し】

こちらは、防災大船渡広報です。

(下りチャイム)



②定期情報伝達訓練

▷日時＝11月22日(水)午後2時頃

▷放送内容

(上りチャイム)

【これは、Jアラートのテストです。

【3回繰り返し】

これで訓練放送を終わります。こちらは、防災大船渡広報です。

(下りチャイム)

## 障がい者の法定雇用率が引き上げられます～平成30年4月から～

▷問い合わせ先＝大船渡公共職業安定所障害者担当(☎@4165)

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一人として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成30年4月1日から引き上げられます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

### ■変更内容

・法定雇用率が下表のとおり引き上げられます。なお、平成33年4月までに、更に0.1%引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国・地方公共団体など	2.3%	2.5%
都道府県などの教育委員会	2.2%	2.4%

・対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

